

2024年2月吉日

お客さま各位

大和信用金庫

「ことら送金」取扱開始に伴う当座勘定規定の改訂について

平素より大和信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

「ことら送金」の取扱い開始に伴い、当金庫は下記のとおり当座勘定規定を改定します。

なお、改定後の新規定は、改訂前よりご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいませようお願いいたします。

記

1. 改訂日

2024年2月21日（水）

2. 改訂する規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容（一部抜粋/赤字アンダーラインが変更箇所）

(1) 当座勘定規定

新	旧
第9条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 <u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできますものとします。</u> <u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>	第9条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。  (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

新	旧
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>(2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u></p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>(1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p>(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

※改定後の「当座勘定規定」は、改訂日以降に当金庫ホームページでご確認いただけます。

以上